

2. 懲戒請求件数と事件処理の内訳（全弁護士会）

1995年から2011年までの全弁護士会における懲戒請求件数と事案処理の内訳についてまとめたものである。2011年における懲戒処分は80件であった。会員数との比では0.25%（次頁参照）でここ10年間の値との間に大きな差はない。

（単位：件）

	新受件数	既 済									
		戒告	業務停止		退会命令	除名	計	不処分	除斥期間満了	却下・終了	
			1年未満	1～2年						却下	終了
1995年	576	17	14	1	5	2	39	422	9	80	
1996年	485	16	6	1	3	1	27	402	7	52	
1997年	488	11	19	4	1	3	38	381	9	23	
1998年	715	19	16	4	2	2	43	440	4	40	
1999年	719	17	20	7	5	3	52	479	11	24	
2000年	1,030	17	12	4	7	1	41	690	25	26	
2001年	884	34	20	4	4	0	62	778	19	38	
2002年	840	28	22	10	3	3	66	674	22	49	
2003年	1,127	27	23	2	3	4	59	822		69	23
2004年	1,268	23	19	2	3	2	49	1,023		1	19
2005年	1,192	35	18	4	3	2	62	893			18
2006年	1,367	31	29	4	2	3	69	1,232			24
2007年	9,585	40	23	5	1	1	70	1,929			30
2008年	1,596	42	13	2	2	1	60	8,928			37
2009年	1,402	40	27	3	5	1	76	1,140			20
2010年	1,849	43	24	5	7	1	80	1,164			31
2011年	1,885	38	26	9	2	5	80	1,535			21

- 【注】
1. 暦年(各年の1月1日から12月31日)を基準とする。
 2. 同一人について複数事案を併合した処理は、1件とする。
 3. 日弁連による処分・決定の取消し・変更は含まれていない。
 4. 新受件数については、同一人より同時に複数の弁護士に懲戒請求がなされた場合には弁護士1人につき1件とカウントしている。
 5. 新受事案は各弁護士会宛になされた懲戒請求事案に会立件事案を加えた数とし、不処分事案、終了事案数等は綱紀・懲戒両委員会における数とした。
 6. 一事案について複数の議決・決定（例：請求理由中一部懲戒相当、一部不相当）がなされたものについてはそれぞれ該当の項目に計上した。
 7. 除斥期間満了については、2003年より「却下」・「不処分」に含めた。
 8. 2003年より「却下・終了」を「却下」・「終了」に区分したが、2005年より「却下」を「不処分」に含めた。

懲戒処分件数の推移とその処分内容

